

# 企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直しについて

## I. DC拠出限度額の見直し経緯

- ✓ 2020年6月5日「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布
- ✓ 2022年10月1日から、企業型DC加入者のiDeCoの加入要件を緩和
- ✓ 2024年12月1日から、企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直しを実施  
(他制度掛金相当額を反映して算定するよう変更)

## II. DC拠出限度額の見直しスケジュール

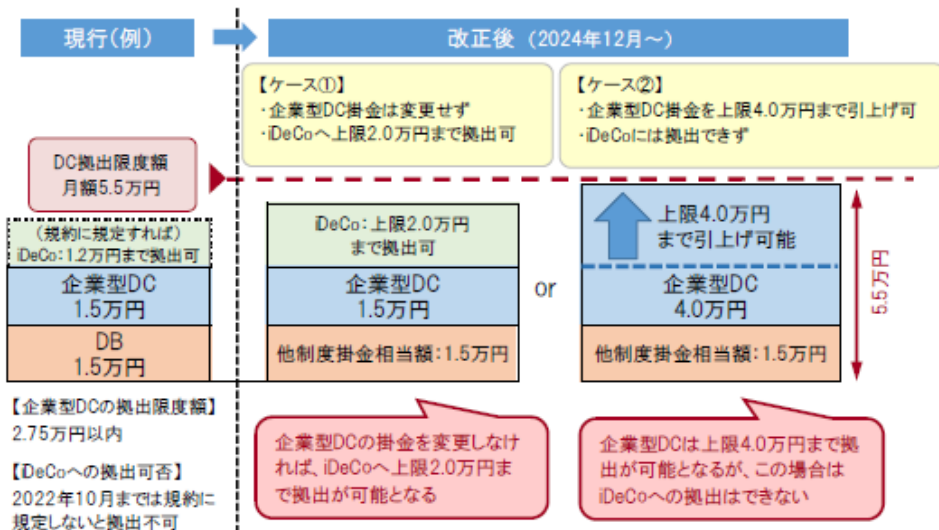
	改正概要	施行日
フェーズ I	企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	2022年10月1日
フェーズ II	DC拠出限度額の見直し(他制度掛金相当額の導入)	2024年12月1日

## III. DC拠出限度額の見直しのイメージ

### 【見直し概要】

- DBの給付水準から掛金に相当する額(他制度掛金相当額)を算定することにより、DBごとの掛金額の実態を反映し、企業型DCとiDeCoの拠出限度額を見直す  
(ただし、拠出限度額の上限は月額5.5万円に変更なし)

### <企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直しのイメージ>



## IV. DC拠出限度額の見直し(フェーズII)

### <企業型DCの拠出限度額>

- 企業型DCの拠出限度額 = 月額5.5万円 - 他制度掛金相当額<sup>※1</sup>
- 他制度掛金相当額とは、DB制度ごとの給付水準を一定の計算方法により掛金相当額へ換算した金額で、複数のDBに加入している場合は合算額となる  
※1 他制度とは、DB以外に、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金を含む

企業年金の実施状況	①企業型DCのみ実施先	②DBと企業型DC併用先
現行	月額5.5万円(月額3.5万円 <sup>※2</sup> )	月額2.75万円(月額1.55万円 <sup>※2</sup> )
2024年12月～	月額5.5万円 - 他制度掛金相当額	

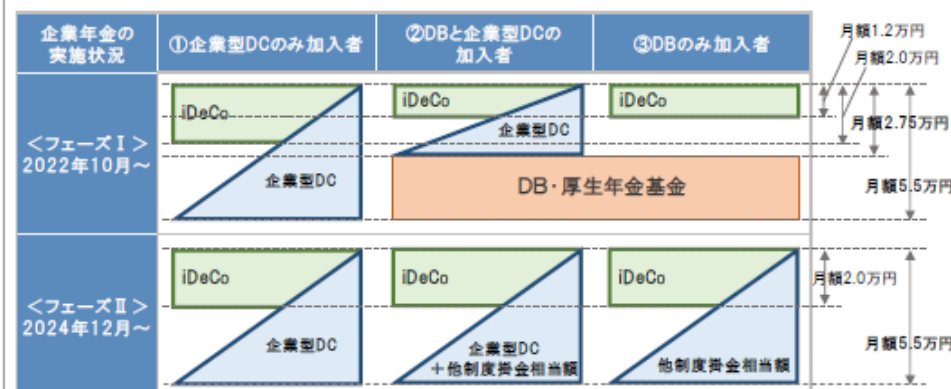
※2 企業型DC加入者にiDeCoへの加入を認める旨を規約に明記した場合の企業型DC拠出限度額

### <iDeCoの拠出限度額>

- iDeCo拠出限度額 = 月額5.5万円 - (企業型DC事業主掛金額 + 他制度掛金相当額)
- ただし、上限額は月額2.0万円まで

企業年金の実施状況	①企業型DCのみ加入者	②DBと企業型DCの加入者	③DBのみ加入者
現行	月額2.0万円	月額1.2万円	月額1.2万円
<フェーズ I> 2022年10月～	月額5.5万円 - 企業型DCの事業主掛金額の残額 (月額2万円が上限)	月額2.75万円 - 企業型DCの事業主掛金額の残額 (月額1.2万円が上限)	月額1.2万円
<フェーズ II> 2024年12月～	月額5.5万円 - (企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) (月額2万円が上限)		

### <企業型DC・iDeCoの拠出限度額のイメージ図>



## Q&A

### Q1 確定給付企業年金(DB)とは？

A1 事業主が従業員と給付の内容をあらかじめ確定し、高齢期において加入者（従業員）がその内容に基づいた給付を受けることができる企業年金制度のことで、DB (Defined Benefit Plan) 「給付建て年金」とも呼ばれます。年金資産は一括して運用され、運用リスクは事業主が負います。

### Q2 確定拠出年金(DC)とは？

A2 拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される年金制度のことで、DC (Defined Contribution Plan) 「拠出建て年金」とも呼ばれます。運用リスクは加入者個人が負うこととなります。確定拠出年金には、(1) 事業主が労使合意に基づいて実施（掛金を拠出）し、従業員が加入者となる「企業型年金」（企業型 DC）と、(2) 公的年金の加入者が国民年金基金連合会の委託を受けた運営管理機関（金融機関）に申し込みし、加入者となり、自らが掛金を拠出していく「個人型年金」（iDeCo）の2種類があります。

### Q3 企業型 DC のマッチング拠出とは？

A3 企業型 DC では、事業主が拠出する掛金に加えて、次の条件で加入者本人が掛金を上乗せして拠出することができます。この仕組みを「マッチング拠出（加入者掛金）」といいます。ただし、会社が発行している企業型 DC によっては制度上、マッチング拠出を認めていない場合があります。

- ①事業主掛金の額と加入者掛金の額の合計が拠出限度額（27500 円/月）の範囲内であること。
- ②加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないこと。

### Q4 他制度掛金相当額とは？

A4 DB 制度ごとの給付水準を一定の計算方法により掛金相当額に換算した額で、複数の DB に加入している場合は合算額となります（他制度とは、DB 以外に厚生年金基金、私学共済、石炭鉱業年金基金を含みます。）。この他制度掛金相当額は、現行、企業型 DC の拠出限度額（月額 5.5 万円）の2分の1（月額 2.75 万円）として一律に評価されていますが、2024 年 12 月から DB ごとの給付水準に応じ個別設定されます。なお、総合すまいる企業年金基金の他制度掛金相当額は、5,000 円となります。

### Q5 iDeCo に拠出できる金額はどうやって計算するのでしょうか？

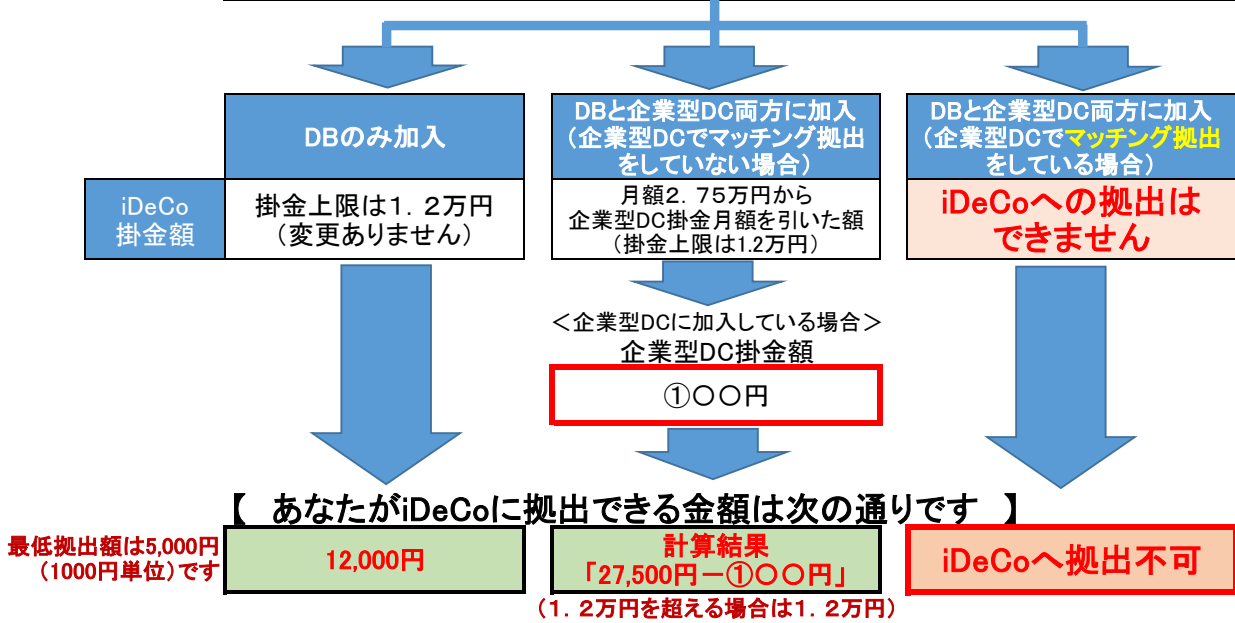
A5 資料「iDeCo 拠出可能額計算フローチャート」を使用し、iDeCo に拠出できる金額が計算できます。

# iDeCo拠出可能額計算フローチャート

2022年10月1日～2024年11月

- 企業型DC加入者でiDeCoの加入を制限されていた方は任意でiDeCoに加入できるようになります
  - iDeCoの拠出可能額が変更となります
- (注) 企業型DCが年単位拠出の場合はiDeCoに加入できません

現在のあなたのDB・企業型DCの加入状況を確認ください



2024年12月1日～

- iDeCoの拠出上限額が2.0万円に統一されます
- iDeCoの掛金額がDBの掛金相当額を考慮した金額に変更されます

